

奈良県告示第三百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成二十二年二月十七日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成二十二年二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

協議者	大和高田市 市長 吉田 誠克
事業名	水と農地活用促進事業（安全施設）
地区名	池尻東池地区